

令和4年9月16日

令和4年第9回

# 農業委員会総会議事録

[ 総 会 ]

岩国市農業委員会

# 岩国市農業委員会総会議事録

1 令和4年9月16日 午前10時00分 岩国市民文化会館 小ホールにおいて総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり。

2番	片山 剛	3番	松宮 榮昭	5番	藤中 京子
6番	小川 栄太郎	7番	上尾 家隆	8番	藤本 哲
9番	中尾 正浩	10番	黒崎 友美	11番	塚田由美子
12番	原田 孝親	15番	刀裨明 薫	16番	森川 稔己
17番	清弘 進	18番	梅川 仁樹		

3 本日の総会に欠席した委員

1番	小林 増次	4番	隅 ふじ江
13番	林 聖文	14番	藤村 浩司
19番	常藤 隆彦		

4 本日の総会に出席した職員は、次のとおり。

局長	有馬 秀樹	次長	後 詳子
事務局	上田 直美	由宇支所	小池 泰弘
周東支所	金子 健太郎	周東支所	沖田 史典
錦支所	大谷 彰弘	美和支所	石川 育代

5 会長は午前10時00分、委員総数19名の内14名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

15番	刀裨明 薫	16番	森川 稔己
-----	-------	-----	-------

7 本日の総会の議事日程は、次のとおり。

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第35号 空き家情報登録制度に登録されている空き家に付随する1筆単位の農地(区域)の別段の面積(下限面積)の設定について

議案第36号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について

報告事項

- 1 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 3 認定電気通信事業者等が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出の受理について
- 4 農地所有適格法人報告書の提出について
- 5 現況証明

8 議 事

議 長

それでは、ただ今より令和4年第9回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数19名のうち、14名の出席で所定の出席委員がおりますので、総会は成立いたしましたことを、報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、15番 刀祢明薫委員と、16番 森川稔己委員を、指名いたします。よろしく願いいたします。

では、「議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田及び畑。面積は、677㎡ほか3筆、合計2,263㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規農業開始です。権利の種類は所有権移転です。

これは、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の刀祢明委員、追加説明をお願いします。

第 15 番

はい、それでは追加説明をいたします。

申請地は、北河内出張所の東、約400mの場所に位置する農地です。譲渡人は二人おられまして、一人は遠方に居住しているため、耕作が困難になってきており、長年、申請地の管理をしてもらっている、譲受人に譲渡することにしたものです。もう一人の譲渡人は、高齢と共に耕作が困難になってきており、譲受人の要望もあって、今回譲渡することになったとのことです。譲受人は申請地の一部を長年管理してきたこともあり、またいずれの申請地も自宅から約300mの距離で利便性も高く、今回譲り受けることにしたものです。今後は継続して、安定した営農活動に力を入れていき、菜園畑や柿や栗の果樹を作り管理していくとのことです。

8月30日に事務局の方と一緒に調査項目に従い現地調査を行いました。下限面積も満たしており、3条許可するにあたっての問題は特にないと思わ

れます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

それでは、2番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

2番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田及び畑。面積は、1,306㎡ほか9筆で、合計8,976㎡です。申請人は記載のとおり。理由は譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は所有権移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

追加説明をいたします。申請地は周東総合支所より、約6.5km。祖生出張所周りに位置する10地番の農地です。譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、遠方に住んでおり、管理することが困難なため、譲渡を希望しておりました。譲受人は本格的に農業従事するため、農地を拡大したいと考えていたところ、譲渡人の紹介を受け、これに応じることとしました。譲り受けた農地では、スイートコーン及び水稻の栽培を行います。現在、一連の作業を夫婦で行っていますが、繁忙期には知人に応援を要請するそうです。譲受人は当該地より2.5kmの位置に居住し、軽トラで4、5分程度で、通作にも問題ないと考えられます。また、所有する農地の下限面積も満たしております。

8月30日に小川委員、事務局と共に、調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

続いて「議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、1,554 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。転用目的は特定建築条件付売買予定地の整備です。権利の種類は、所有権移転です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 16 番

それでは説明をいたします。申請地につきましては、由宇総合支所より北西へ約 500mの場所に位置します、農業振興地域内の農用地区外であります。譲渡人は高齢のため農業は行っておらず、当該申請地を持って余していたところ、譲受人から転用の申し出を受け、売却することといたしました。譲受人は不動産業を営んでおり、申請地周辺は、居住環境に恵まれ、住宅の需要が見込まれるため、宅地造成を計画したものであります。

9月7日に事務局担当者と調査項目に従い現地調査を行いました。資金計画、及び事業計画書、被害防除等も確認をいたしました。周辺農地への影響もなく、5条許可は適当と思えます。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

それでは、2番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

2番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田、現況、畑。面積は、330 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。転用目的は自己用住宅の建築です。権利の種類は所有権移転です。農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

説明します。申請地は、周東総合支所から南東に約 2.2 kmに位置します。譲渡人は仕事を持っており、高齢でもあることから、譲渡を考えていました。譲受人は現在居住する賃貸住宅を、将来の子供の成長と共に手狭になることから、自己用住宅にと申請地を求め、成立したものです。雨水はためますから道路の側溝へ、汚水・雑排水は合併槽から側溝へとしています。

8月30日支所担当者と、調査項目に従い調査をいたしました。周辺農地への影響もなく許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、3番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

3番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は2,176㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は太陽光発電システムの設置です。権利の種類は、所有権移転です。農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

はい、説明します。申請地は周東総合支所から南南東に約2.2kmに位置します。譲受人は太陽光発電事業を展開したいと、日当たりの良い場所を探して申請地を見つけ、譲渡人は高齢となり管理が出来ないことから、他に耕作を頼める人もないことから、譲渡することとしたものです。

8月30日支所事務局と調査項目に従い調査いたしました。雨水は自然流下で、農業用排水路へ流すということとしています。用水下流地への説明もしており、周辺農地への影響もないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

以上です。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、4番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

4番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、1,155㎡ほか2筆で、合計1,593㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、資材置場の設置です。権利の種類は所有権移転です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転

用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の小川委員、追加説明をお願いします。

第 6 番

はい、説明をいたします。申請地は、周東総合支所より南東へ約4km。柳井玖珂線西光寺橋、すぐ南側に位置しております。譲受人は申請地の隣接地に工場を新設し、生産量が上昇。資材置き場が必要となり、申請地に資材置き場の建設を計画することとした、ということです。譲渡人は高齢となり耕作することが難しくなって、規模を縮小したいと思っていたところ、譲受人との売買の計画に応じることとしたということです。

去る8月30日に支所担当者と現地調査をいたしました。周辺農地に影響はありません。申請地は造成する必要はありますが、盛土をし、整地をして、のり面には芝張りを措置するとしております。雨水は自然流下で農業用排水路、又は河川、水路に排水。汚水の発生はありません。特に問題はないと思われ許可相当と思われます。ご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、5番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

5番 錦地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳は田、現況は荒廃。面積は、496㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、カニの飼育場、荷物積降場及び車両回転場の設置です。権利の種類は所有権移転です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。

では、担当の梅川委員、追加説明をお願いします。

第 18 番

前より失礼します。申請地は錦総合支所より北北東に約2.14kmの位置にあります。申請理由は販売用のモクズ蟹の飼育場、荷物積み降ろし場及び車両回転場を確保する為のものです。申請地は譲渡人が平成29年11月に、3条申請で取得した農地ですが、譲渡人の法人を解散する為、所有する申請地を有効活用してもらう為、譲渡することとした案件です。また、5条申請が未了のまま、一部資材を運び入れている、違反転用の案件でもあります。

また、今回の申請地の調査にあたり、隣接する第三者の農地の一部が、申請地への進入路として、方塊ブロックや盛土で加工されており、この進入路の経緯を申請者から聞き取ったところ、会社の先代が関わって設置したとの

ことで、現地状況を確認し検討した結果、この進入路を残置する必要性が低く、農地法の整合性が取れないことから、撤去するよう、今年12月31日までと期間を定めて、是正の指導をいたしました。譲受人は過去にも、平成27年、会社の先代の時、違反転用を行い、始末書を添付して5条許可申請を行っていますが、今回の違反転用と合わせて、今後は土地利用をする時には、底地の地目の確認をし、農地法等、関連法令を厳守し、整地及び造成、並びに資材置き場、建物等を設置する場合は、事前に関係機関と協議調整を行う旨の確約書が添付されております。今回の申請にあたっては、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書及び、違反転用に対する始末書も添付されており、周辺農地への影響もありません。

去る9月6日、事務局と最終現地調査を行いました。今回の申請にあたっては、現地調査3回、訪問調査3回、事務局等との協議7回、及び代表者会議を1回行い、調整して参りましたが、農地法上、過去に違反転用事案を発生させている者から、再度追認許可申請があった場合でも、特別な手続きは存在せず、基本的には通常の転用許可基準を踏まえて、可否を判断することが望ましいとあることから、5条の規定による許可申請に関わる現地調査結果では、なんら問題はなく許可相当と判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、6番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

6番 錦地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳は田、現況、荒廃。面積は899㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、資材置き場及び猪解体所の設置です。権利の種類は所有権移転です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の梅川委員、追加説明をお願いします。

第 18 番

続けて前から失礼します。申請地は錦総合支所より北東に約2kmの位置あります。申請理由は、資材置き場となる、ビニールハウス及び猪解体所の設置を行うものです。申請地は譲渡人が、平成27年7月に、栗畑として管理収穫を行うことを目的として3条申請で取得した農地ですが、議案第34号5番と同じく、譲渡人の法人を解散するため、所有する申請地を有効活用してもらう為、譲渡することにした案件です。また、5条申請が未了のまま整

地を行い、譲受人が、資材置き場用のハウスにと、令和4年2月に県の山口六次産業化農商工連携推進事業を活用して猪解体所を設置した、違反転用の案件です。譲受人は過去にも平成29年に会社の先代の時、違反転用を行い、始末書を添付して5条申請を行っていますが、今回の違反転用と併せて、今後は土地利用する時は、底地の地目を確認し、農地法等、関連法令を厳守し、整地及び造成並びに資材置き場及び建物等を設置する場合には、事前に関係機関と協議、調整を行う旨の確約書が添付されております。また県においては、本事業の実施要項に、底地の確認項目がなかった為、今回の様に、地元農業委員会にご迷惑をかけて申し訳ありませんでした、と担当課長より謝罪があり、今回の件を受け、実施要項に底地の確認項目を加え、事業実施申請書には、農地の場合、5条または4条の許可を受けている場合は、許可証の写しを、また申請中の案件については、申請書の写しを、更に今から申請する者にあつては、間違いなく農地転用の申請を行う旨の確約書をそれぞれ添付するよう、変更を行ったとのことです。今回の申請にあたっては、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書及び違反転用に対し、始末書も添付されており、周辺農地への影響もありません。

去る9月6日、事務局と最終現地調査を行いました。今回の申請にあたっては、議案第34号5番と同じく、現地調査を3回、訪問調査3回、事務局との協議を7回及び代表者会議を1回開催し、調整してきましたが、農地法上、過去に違反転用事案を発生させている者から、再度許可申請があった場合でも、特別な手続きは存在せず、基本的には通常の転用許可基準を踏まえて、可否を判断することが望ましい、とあることから、5条の規定による許可申請の現地調査結果では、何ら問題はなく、また施設の目的上、地域経済への影響は大であると考えられ、許可相当と判断いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等はございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

それでは、7番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

7番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、525㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。権利の種類は、所有権移転です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第 7 番

はい。申請地は美和総合支所より東南東へ約 1.4 km。市道渋前 1 号線沿いに位置する農地で、地目は畑です。譲受人は現在和木町内のアパートで生活していますが、実家の農業も手伝えるということで、実家近くの申請地に自己用住宅を建設するものです。申請地は譲渡人である、祖父の居宅とも近いことから、いずれは農業の後継者として、経営移譲する考えであり、今回の申請を承諾したということです。

8 月 29 日に事務局と共に現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題となる点はなく、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

議 長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、7 番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

それでは、8 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

8 番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、1,984 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。転用目的は、山林転換です。権利の種類は所有権移転です。農地区分は、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない、第 2 種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第 7 番

はい、申請地は美和総合支所から北東へ約 7.2 km、市道滑 1 号線沿いに位置する農地で、地目は畑です。申請地は市道と山林に挟まれ、集会所に隣接した土地で、隣接地も長年、耕作放棄されています。譲渡人は遠方に居住しており、今後においても農地として適正に維持管理していくことは困難な状況です。地元自治会に相談したところ、自治会としても、集落の景観、形成維持のため、その対策が必要と判断し、自治会で協議した結果、山林として維持管理することになりました。そこで自治会が、認可地縁団体として、申請地を譲り受け、植林し山林とする計画とのことです。

8 月 29 日に事務局と共に現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題となる点はなく、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、「議案第35号 空き家情報登録制度に登録されている空き家に付随する1筆単位の農地の別段の面積の設定について」を上程します。

それでは、1番を事務局より議案説明してください。

事務局

1番 美和地区

土地の所在。地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は340㎡です。岩国市空き家情報登録制度に登録されている空き家に付随するこちらの農地を設定区域に指定し、下限面積を1アールとする、というものになります。

では、担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第12番

申請地は美和総合支所より北北西に約6km。市道阿賀3号線沿いに位置する農地で、地目は畑です。譲渡人は相続により家屋や農地を取得しましたが、遠方に居住していることから、適正に維持管理することが難しいため、岩国市空き家情報登録制度に登録したところ、譲受人と話しがまとまったとのことです。また、家屋に隣接する畑は現在休耕中ではありますが、今後も耕作する予定はなく、家屋と共に譲受人に渡したいとのこと。譲受人の人の自家用消費程度の作物を生産する畑を所有することを希望しています。下限面積を1アールにし、申請地を取得して周辺地域における、農業上の利用に支障が生じる恐れはないと思われ、本申請は適正であると思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を別段の面積として設定することを承認することにします。

次に、「議案第36号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を上程します。

では、事務局より議案説明してください。

事務局

別添になります、「議案第36号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の案をご覧ください。

こちらは、8月総会で皆様に協議事項としてお示しし、その後特にご意見等がございませんでしたので、こちらの案の通り、今後2年間、令和5年度末までは、こちらの指針通りに進めさせて頂きたいと思っております。よろ

しくお願いいたします。以上です。

議 長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

ございませんか。

異議がありませんので、議案第36号は承認することを決定します。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑、現況は休耕地。面積は818㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、宅地分譲です。農地区分は市街化区域です。

ほか2件、合計3件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告してください。

事 務 局

1番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。面積は、4,744㎡です。届出人は記載のとおり。理由は、合意解約です。

以上1件の通知がありました。

議 長

報告第3号 認定電気通信事業者等が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出の受理について、事務局より報告してください。

事 務 局

1番 錦地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも畑。面積は、298㎡のうち、60㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、携帯電話基地局の設置です。農地区分は、第1種農地です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

以上1件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第4号 農地所有適格法人の報告書の提出について、事務局より報告してください。

事務局

1番 周東地区

報告年月日は、令和4年8月8日。法人の住所・名称は記載のとおり。事業年度は、3月1日から2月28日。法人形態は特例有限会社です。事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

ほか2件、合計3件の提出がありました。

議長

報告第5号 現況証明につきましては、ご高覧ください。

以上で農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項はありませんか。

委員の皆様の方から何かございませんか。

なければ、少しお時間を頂いて、私の方から皆様にご提案したいことがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほどの、議案第34号の5番、6番の転用につきまして、無断転用、過去において違反転用等があった案件について、また違反転用で許可してもらえないか、ということですね、申請があったのでございますけれども、議案の説明の中にもありましたように、過去に違反転用事案を発生させている者から、再度追認、許可申請があった場合でも、特別な手続きは存在せず、基本的には通常の転用許可基準を踏まえて、可否を判断することが望ましいとあります。また、指導についても、原状回復の必要性を慎重に検討し、仮に申請者が指導に従わなかった場合でも、それを持って申請の不受理や不許可とすることは適当ではないと、いう風にあります。すなわち、違反転用に対するペナルティーというのが、よっぽど悪質でない場合はない、ということになっております。で、始末書を添付すればそれで終わるのか、ということであるのですけれども、この始末書につきましても、法的な根拠はなく、任意の取り決めということになっております。ですけれども、始末書等を添付すること、ということにつきましては、その申請者とこの我々農業委員会との約束事であって、更には、申請者に対する、農地法への義務行為であり、再度違反転用を行うことは、過去の許可権者及び農地法並びに農業委員会に対する軽視ではないか、ということが見てとれることであります。しかしながら、裁判等を行う場合はですね、我々、先ほど申し上げましたように、申請があった場合にはですね、特別な手続きは存在しないということですので、違反転用に対する特別な手続きは存在しないということで、後ろ盾が全くない状況で、無断転用も許可してしまうと、しなければならぬという状況にあります。このことにつきましてはですね、これから11月、12月に農業会議を通じて、県や国の方に意見書を提出する時期になりますけれども、本日、こういう案件がありましたので、このことを踏まえて、各農業委員会に何某かの対応が出来るような要望をしたいと思っております。例えるなら

ば、後ろ盾となるような条文を一言謳ってもらいたいというようなですね、要望をですね、行っていきたいと思うのですけれども、岩国市農業委員会として、このことを農業会議を通じて、県並びに国の方に要望して良いのかどうかということ、皆様にお諮りしたいと思ひまして、ちょっと時間がかかりましたけれども、皆様方にご提言したいと思ひますけれども、いかがでしょうか。ご審議を願ひたいと思ひます。

第 8 番

ちょっといいですか。今、会長さんが言われた通りでね、抑止効果も何もないというのじゃいけないので、当然にそれは大きな課題としてですね、今言われたように、上の方に要望をして頂きたいと思ひます。

議 長

そのほかご意見ございませんか。

ご意見がないようでしたら、来月の総会に今私が申し上げたことをですね、文面化して議案として提案させていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。

それでは、来月の総会にこのことにつきまして、今の藤本委員のご意見もありましたので、その辺りも踏まえてですね、提案書として、議案として提出させて頂きたいと思ひます。

それでは次回の定例総会につきましてご説明いたします。

今回は、10月17日(月)午前10時から、岩国市民文化会館 第1研修室を予定しておりますが、新型コロナウイルスの感染症の今後の感染状況によりましては、また、開催方法や会場などが変わる可能性がありますので、よろしくお願ひします。

また、総会終了後には、新規就農者との意見交換会も開催予定にしておりますので、併せてご案内をいたします。

なお、本日の午後の農地巡回調査ですけれども、由宇地区で私と由宇地区の正副担当の森川委員と藤本委員とで行いますので、よろしくお願ひいたします。「横道集会所」に、午後2時集合としております。よろしくお願ひいたします。

それでは以上をもちまして、本日の総会は終了いたします。  
お疲れ様でした。

次回総会について

令和4年10月17日 月曜日 午前10時から岩国市民文化会館 第1研修室。

午前10時44分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川仁樹

署名委員 刀祢明薫

署名委員 森川稔己

